

**令和6年4月1日適用 減免基準統一化による改定内容
(改定部分のみ抜粋)**

(1) 市（教育委員会、附属機関等を含む。）が共催する事業で使用するとき。【上限50%】

\	現行の 減免割合	見直し後の 減免割合	施 設 名
市、教育委員会	100%	50%	市民センター
			レンタサイクル

(2) 国、公共団体又は市内の公共的団体等が公共用若しくは公益事業（市の施策と関連するものに限る。）で使用するとき。【上限50%】

\	現行の 減免割合	見直し後の 減免割合	施 設 名
国、県の機関	100%	50%	老人福祉センター
			婦人研修センター
			道の駅かくだ
			中央広場
			本町パーク
市内の社会福祉法人、 社会福祉団体等	100%	50%	スペースタワー・コスモハウス
			角田中央公園の有料公園施設（野球場、陸上競技場、中央公園テニスコート、温水プール）
			交通公園有料器具
			総合体育館
			スポーツ交流館

(3) 市の後援事業【減免なし】

\	現行の 減免割合	見直し後の 減免割合	施 設 名
市、教育委員会	別に 定める	減免なし	阿武隈川緑地の有料公園施設（市民ゴルフ場）
市	100%	減免なし	道の駅かくだ
			中央広場
			本町パーク

(4) 全施設共通の減免基準の標準例から外れるもの【減免なし】

	現行の 減免割合	見直し後の 減免割合	施設名
丸森町内の幼稚園、児童館、児童センター、保育所、小中学校又は高等学校が使用するとき	100%	減免なし	角田中央公園の有料公園施設（野球場、陸上競技場、中央公園テニスコート、温水プール） 交通公園有料器具
			総合体育館
			スポーツ交流館
市又は県の代表として市内から東北大会以上の競技会に出場するための練習に使用するとき	100%	減免なし	角田中央公園の有料公園施設（野球場、陸上競技場、中央公園テニスコート、温水プール）
			総合体育館
			スポーツ交流館
市内又は丸森町内以外の幼稚園、保育所、小中学校及び高等学校が使用するとき	50%	減免なし	角田中央公園の有料公園施設（野球場、陸上競技場、中央公園テニスコート、温水プール） 交通公園有料器具
			総合体育館
			スポーツ交流館
市内に住所を有する者がリハビリテーションを目的に使用するとき	50%	減免なし	角田中央公園の有料公園施設（野球場、陸上競技場、中央公園テニスコート、温水プール）

(5) 施設ごとに適用を判断する減免基準の標準例に合わせた見直し【障害者減免の追加】

	現行の 減免割合	見直し後の 減免割合	施設名
障害者の福祉の増進の目的をもって組織された団体	規定なし	50%	老人福祉センター
			婦人研修センター
身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者（必要最低限の介助者を含む。）。	規定なし	50%	スペースタワー・コスモハウス
			郷土資料館